

感染防止対策のかかり増し経費を支援します

令和3年度 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業

介護サービス事業所・施設を対象に、感染防止対策のための経費を補助します。 基本報酬の0.1%特例の対象としていた、神奈川県内の介護サービス事業所・施設が対象と なります。

※医療機関、訪問看護ステーション、薬局などで、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金(サービス種別により6万円~10万円まで)の交付を受ける場合は、介護分の申請はできません。

補助対象 経費

<u>令和3年10月1日~12月31日までに購入(発注)した</u>、以下に記載の衛生用品及び感染症対策に要する備品 ※消費税は補助対象外になります。 【衛生用品】

・マスク(N95、サージカル、不織布、布、ウレタン等を含む)	·手袋	•消毒液
・消毒綿、除菌シート、ウェットティッシュ(身体用、物品用を含む)	・石けん、ハンドソープ	・フェイスシールド
・ガウン、エプロン	・ゴーグル	•防護服
・シューズカバー	・ヘアーキャップ	・使い捨て食器
・ペーパータオル、キッチンペーパー	・ごみ袋	・ブルーシート

【感染症対策に要する備品】

・パーテーション	・パルスオキシメーター
----------	-------------

補助額

■ サービス種別毎の上限額まで補助

(例)

≪施設系サービスの例≫

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

- •39人以下3万円
- •40~49人4万円
- •50~69人5万円
- •70~89人6万円•90人以上7万円

≪居住系サービスの例≫ 認知症グループホーム

- •14人以下1万円
- •15人以上1.5万円

≪在宅系サービスの例≫

○訪問介護

※訪問回数は令和3年10月の1か月における身体 介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数

- ·訪問回数1200回以下1万円
- •訪問回数1201回~2000回1.5万円
- ·訪問回数2001回以上2万円
- 〇短期入所生活介護1万円
- 〇通所介護
- •通常規模1万円
- ·大規模 I 1.5万円
- ·大規模 II 2万円
- 〇居宅介護支援1万円

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ感染防止対策支援補助金(介護・障害分) コールセンター 電話番号 0570-666-842

申請方法

1.補助対象経費などについて確認

補助対象経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和3年10月1日から12月31日までに購入(発注)した費用が対象となります。
- 申請時点で支出済の費用が対象となります。
 - ※消費税は対象経費に含めないでください。
- 対象経費について、他の補助金の交付を受けていないか確認してください。
- なお、申請に関する証拠書類(領収書等)は5年間保管してください。 (今後、県が現地で確認することがあります。)



2.交付申請書を作成

- 介護情報サービスかながわに掲載している様式により、申請書等を作成します。
- 原則、法人単位で一括して申請してください。



3.交付申請(兼実績報告)

■申請書等の提出は、原則、神奈川県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。

国保連受付期間

令和4年1月4日(火)~令和4年2月14日(月)まで

※国保連に電子媒体又は紙で介護報酬を請求している場合や、登録されている 口座が債権譲渡されている場合は、上記受付期間中に県に申請してください。



4.交付決定

- 県が申請内容を確認し、不備等がなければ補助金が交付されます。
- ◆詳細な申請方法は、介護情報サービスかながわに掲載している申請マニュアルをご確認 ください。

https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1108&topid=28

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ感染防止対策支援補助金(介護・障害分)コールセンター 電話番号 0570-666-842